

1995年9月14日  
(平成7年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

市民会館使用許可業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1995年（平成7年）9月8日付で諮問された、市民会館使用許可業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ① 当施設の使用許可については、使用申請に基づき行っているが、多目的ホールとして多数の市民に利用され、その申請件数は、年間で大ホールが257件、小ホールが256件、第1展示集会ホールが598件、第2展示集会ホールが716件、会議室が2,051件、結婚式場が102組、その他が401件となっている。また、多種多様な付属設備の使用申請と合わせて、事務量が増大かつ多様化してきている。
- ② しかしながら、これらの使用状況や予約状況の把握から使用料金の算出まで、すべて手作業で行っているために、申請の手続きや問い合わせに迅速に対応することが困難なものとなっており、許可業務に支障をきたす状況となっている。
- ③ このため、これらの事務をコンピュータ化し、事務の効率化を図るとともに正確で迅速な対応を可能にし、総合的な市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

① コンピュータ利用の必要性

本業務は、市民からの施設使用申請や問い合わせに対し、円滑な事務処理や正確な情報提供を行うために、施設や付属設備の使用状況や予約状況を迅速かつ正確に把握する必要がある。しかし、現行の方法では、多数の使用申請や問い合わせに迅速かつ正確に対応することは困難であり、市民サービスはもとより、事務の効率化を図るためにもコンピュータを利用する必要性は認められる。

② 取扱う個人情報の範囲

コンピュータで取扱う項目は、主催者氏名、住所（団体の場合にあつては、団体名、

代表者氏名、住所)、郵便番号、電話番号及び会場責任者氏名、電話番号となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

③ 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムについては、市民会館内に設置されたホストコンピュータから端末機に専用回線で接続されるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

④ 安全対策

本業務の処理にあたっては、個人情報の適正な取扱いと安全確保のために必要な事項を定めた「市民会館使用許可業務個人情報取り扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

4 付言

コンピュータを利用して登録業務に係る個人情報の取扱いをする場合は、条例上、あらかじめ、審議会の意見を聴くこととなっている。本件については、実施機関の説明から判断すると、既にコンピュータ利用による業務が行われているが、諮問の時期を見失うことのないように、十分注意されたい。

以 上